

# 後納制度（国民年金保険料の納付可能期間の延長）のお知らせ

みんなの  
国民年金



国民年金は、20歳から60歳までの40年の間、国民年金保険料を納めていただくことで、65歳から満額の老齢基礎年金を受給できる制度です。

しかし、この間に、保険料を納められなかった場合や、届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、年金の受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなることがあります。このような事態にならないために、過去10年までに納められなかった保険料は、後納制度を利用すると納付することができます。

後納制度は、国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長したことにより、納められなくなった保険料が納められるようになったものですが、後納制度が利用できるのは平成27年9月30日までですので、後納制度を利用する方は早めのお申込みが大切です。

ただし、既に老齢基礎年金を受給している方や、65

歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は、後納制度はご利用できませんのでご注意ください。

なお、後納制度は事前にお申し込みいただき、後納保険料が納められる期間を審査します。審査の結果によっては後納制度をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

後納制度に関する詳しい内容は、下記「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

なお、ねんきんネット (<http://www.nenkin.go.jp>) をご利用いただくと、ご自身の年金記録から後納制度を利用できる期間が確認できます。



～ 国民年金保険料は忘れずに納めましょう！ ～

＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル (☎0570-011-050)  
町民健康課町民窓口グループ (☎2-2453)  
函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

\*家庭用ボイラー \*ユニットバス \*換気システム  
除湿対策としてエアコンの工事などもご相談ください。

(有料広告)

毎日の生活をより快適に！



(株)光設備サービス

代表取締役 佐々木 秀 光

長万部町高砂町411-345 TEL (2) 3937 FAX (6) 9009

